

## ●香川県告示第563号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年12月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 1 起業者の名称

東かがわ市

### 2 事業の種類

東かがわ市市民交流プラザ（仮称）建設事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

香川県東かがわ市湊字水入地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県東かがわ市湊地内において施行する「東かがわ市市民交流プラザ（仮称）建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、東かがわ市が設置する市民交流プラザ（仮称）に関する事業であることから、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である東かがわ市は、既に用地取得等に要する経費の財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性

##### ア 得られる公共の利益

東かがわ市は、平成15年4月1日に引田町、白鳥町及び大内町の3町が合併して誕生した市であり、合併以来、旧町意識の払拭と新市一体化に努めている。

本件事業により整備する市民交流プラザ（仮称）は、市中心部において新しいまちづくりのシンボルとなる交流施設を建設することで、地域住民のいっそうの交流を促進し、新市としての一体感をより高めることを目的とするものである。

市中心部には、旧白鳥町が昭和46年に建設した総合会館があるものの、旧町時代の建設であるため合併による利用者の増加を想定していないこと、建物及び設備の老朽化・陳腐化が著しいこと、エレベーターがないため障害者や高齢者が利用しにくいこと、専用駐車場がないことなど、市中心部に位置する市民交流施設としての機能は到底期待しがたい。

市民交流プラザ（仮称）は、市民が創作した芸術作品を展示する市民ギャラリーや、市民に

広く市政情報を提供する市民情報コーナーなど、既存の総合会館にはない新たな機能を有している。また、エレベーターを備えることで、障害者や高齢者が利用しやすい施設となっており、専用駐車場についても57台分を設けることとしている。

本件事業の施行により、合併による利用者の増加にも対応できる新たな市民交流施設が市中心部に建設されることで、地域住民の交流がいつそう進み、新市としての一体感のさらなる醸成が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

起業地は、一般国道11号に面する現況宅地である。建設される建物も2階建てと比較的低層であることから、周辺の土地利用や自然環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 起業地の選定

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から3案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

#### エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

### (4) 法第20条第4号の要件への適合性

#### ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、地域住民のいつその交流を促進し、新市としての一体感をより高めることを目的として、新しいまちづくりのシンボルとなる交流施設を建設するものである。合併後丸4年を経た東かがわ市において、旧町意識を払拭し、新市としての一体感を確立することは急務であることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

#### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

## 5 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

東かがわ市総務部総務課